



平成 29 年度助成実績

助成件数

152 件(39 都道府県)の事業に

約 **6** 億円を助成

支援対象者数

延べ **179,879** 人

支援対象者の満足度

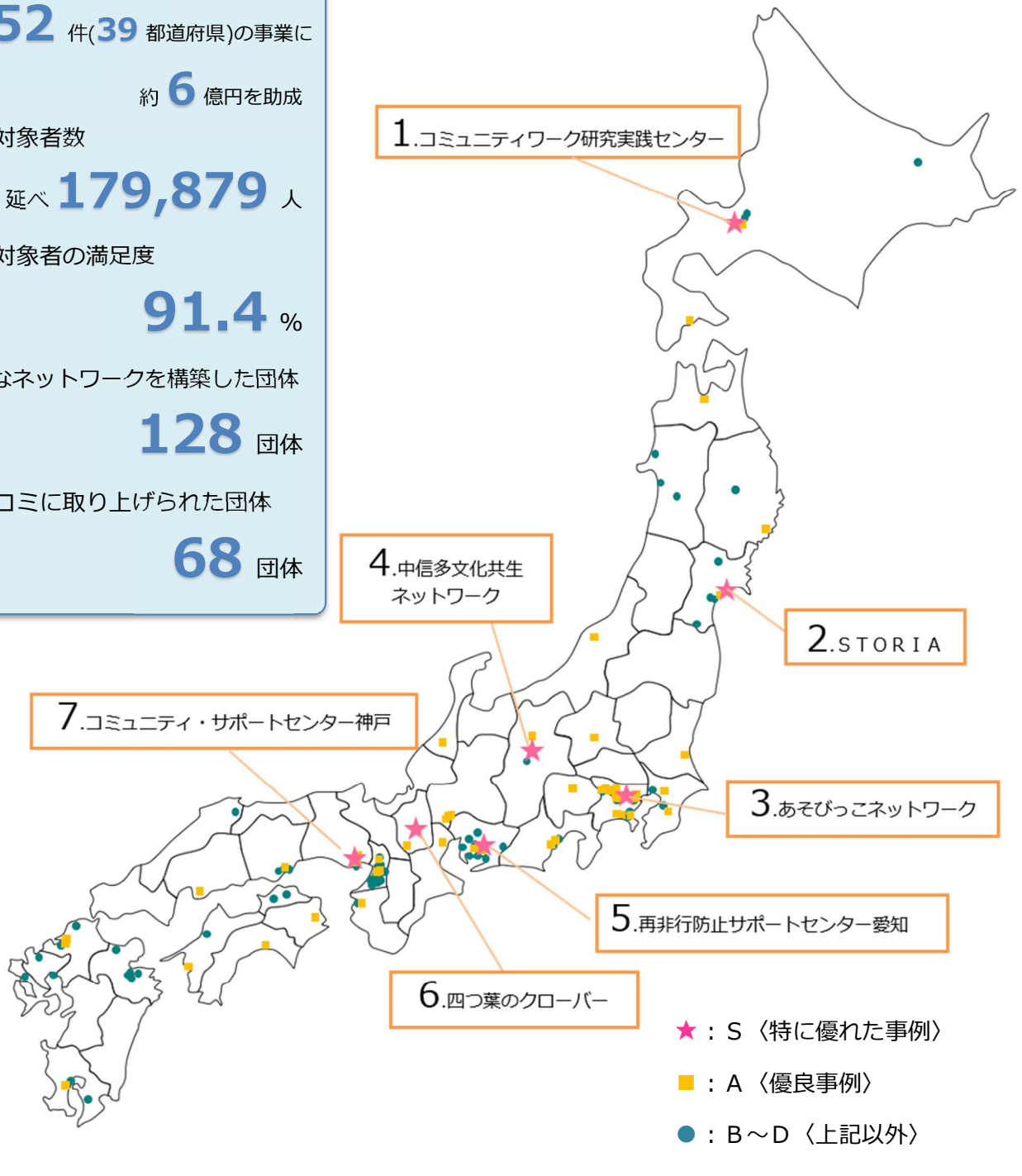
91.4 %

新たなネットワークを構築した団体

128 団体

マスコミに取り上げられた団体

68 団体



全ての事業概要・成果について

WAM 助成 e-ライブラリー (電子図書館システム)
をご覧ください (WAM 助成 HP に掲載)

<http://www.wam.go.jp/hp>

★ 特に優れた事例 (S 評価) P.6~19

■ 優良事例一覧 (S 及び A 評価) P.20

事業の詳細は WAM 助成 HP をご覧ください

<http://www.wam.go.jp/hp>

困窮する若者の生活支援・住居確保推進事業

特定非営利活動法人 コミュニティワーク研究実践センター（北海道札幌市）



(1) 団体概要

2007年より任意団体として、ひきこもりの若者の仕事づくり及び月形町民と連携した生活支援をスタートさせた。これらの取組を事業化するため、2011年2月に法人を設立。その後、札幌市にて同取組を実施した。さらに、若者ホームレス相談を始め、2012年4月から北海道より生活困窮者等支援事業（絆再生事業）の補助金を受け、困窮する若者の生活支援を本格的に開始した。

(2) 助成の概要

- ◆助成区分：地域連携（北海道）
- ◆助成金額：7,000千円
- ◆他地域への普及が期待される事業

困窮する若者支援

生活訓練

住居確保

ネットワーク構築

(3) 事業概要

住居確保が難しい若者や生活破綻を起こしていたり、その恐れのある若者を対象に、住居を提供し、生活訓練・就労支援を行った。また、保証人を立てられない若者が地域内で住居確保できるよう、支援団体・不動産会社・保証会社等を対象に研修会を開催し、お互いの課題を共有しながら連携体制を構築した。

(4) 取り組んだ課題

●安定した生活の場が必要

2015年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、札幌市では家のない生活困窮者向けの相談及びシェルター事業を実施する「ジョイン」を開設しているが、利用者には10代から30代の若者が多く、家を失う背景には様々な事情があることがわかった。

生活困窮者自立支援法の一時的な生活支援事業は原則利用期間を3ヶ月としているため、若者の育て直しや生活習慣を改善し、一人暮らしに向けた生活能力を身につけるには、時間が足りない。また、就く仕事も不安定な就労先が多いため、中長期的に生活・就労支援ができる生活の場が必要であると感じている。

課題を抱える若者は生活環境が脆弱で、親からの支援を受けることが難しく、保証人を立てた住居確保が難しい。支援団体と不動産会社・保証会社等が連携する体制づくりの必要性を感じている。

(5) 事業内容

①ユースサポートハウス事業

居宅場所を提供し、生活習慣の改善や一人暮らしに向けた生活訓練・就労支援を実施。就労開始後は、生活費を支払う習慣を身につけるため、1日800円の参加費を徴収。主な支援内容は下記のとおり。

- ・住居の提供
- ・食材の提供
- ・金銭管理 等

②不動産会社・保証会社・支援団体を対象とした研修会

不動産会社・保証会社・支援団体が連携し、成功した事例について共有。住居確保が難しい若者への連携体制を構築。

- ・第1回「住居の確保や生活維持が難しい若者への支援について」（講師：認定NPO法人抱樸理事長）
- ・第2回「新たなセーフティネット制度に関する勉強会」（講師：国土交通省住宅局安心居住推進課 企画専門官）
- ・第3回「居住支援と生活困窮者自立支援制度」（講師：厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 生活困窮者対策官）

(6) 事業実績 (アウトプット)

- ①ユースサポートハウス事業
 宿泊 延べ 975 名/年
 平均宿泊数 94.5 日 (2 月末現在)
 相談件数 30 名

- ②研修会
 3 回 延べ 195 名

	目標数値	実績	目標達成率
第1回目	40名	51名	124%
第2回目	40名	81名	202%
第3回目	40名	63名	157%

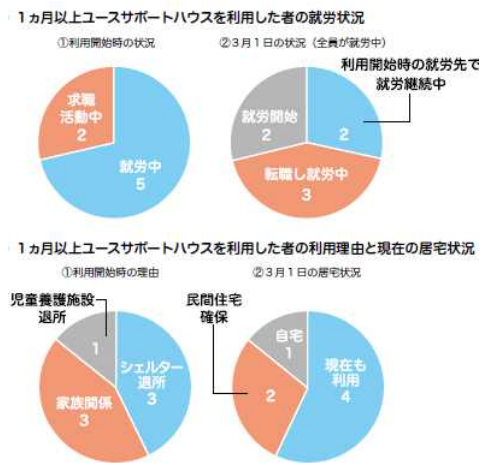
札幌市内・札幌近郊の不動産会社・保証会社・支援団体の職員、自治体職員や北海道各地からの参加もみられた。

(7) 事業の成果 (アウトカム・インパクト)

- 安定した生活基盤の確保により、全員就労へ
 課題を抱える若者に生活の場を提供するとともに、生活訓練・就労支援を実施

したところ、利用した若者は全員就労につながった。

また、生活習慣や計画的にお金を使う習慣等が身についた結果、民間住宅での生活に結びついた。



(8) 取り組みの工夫 (事業実施体制・プロセス)

●専門性を有するスタッフの配置

生活困窮者支援事業の主任相談支援員経験者や相談支援員経験者をスタッフとして配置したことで、生活支援・就労支援ともに専門性や質を確保しながらユースサポートハウス事業を実施できた。

●効率的・経済的な取組

ユースサポートハウス事業で使用する家具家電等は周囲から寄付を募って集め、また、フードバンクを活用することで食材費を削減できた。

●多様な機関との連携体制の構築

研修会等では、札幌近辺だけではなく北海道内各地からの参加もあり、札幌近辺以外の支援団体と不動産会社とのネットワークが生まれたほか、自治体と不動産会社・保証会社職員同士のネットワークも生まれた。

また、研修会終了後、メーリングリストを作ったことで、継続的かつ日常的に、住居確保が難しい若者や生活破綻の恐れのある若者への支援について情報共有が可能な仕組みができた。



(9) 評価者より

生活困窮者の問題の一つである住居確保を NPO に頼る自治体に対して、無料低額宿泊所の必要性和届出(第二社会福祉事業)を訴えるものの、自治体との調整が整わない現状に苦慮している状況である。そのようななか、既存の社会資源の有効活用の方針を転換し、支援団体に加え、不動産会社、保証会社等を対象とした住居確保研修会を開催し、現状の課題を共有して連携体制を構築するためのソーシャルアクションは、新しい住居確保に対する地域づくりの体制構築として、本助成事業の好事例であり、継続的な展開が期待されます。

(10) 成果物

- ・実績報告書
- ・ユースサポートハウス事業案内チラシ
- ・研修会用チラシ



(11) 今後の展開 (団体担当者より)

社会的なインパクトや地域への波及を視野に入れ、今後益々力を入れる必要を感じています。ユースサポートハウス事業・研修会ともに掲げた数値目標を達成しており、費用対効果や対象者の変容・課題発見という点で有意義な事業となりました。今後は、事業成果を活用し情報発信を行い、政策提言につなげたいと思っています。

